文化会館整備工事基本・実施設計業務委託　現場説明書

奈良県文化・教育・くらし創造部
文化振興課

現場説明書記載項目

第１章　概要

第２章　入札注意事項

第３章　特記事項

第１章　概要

１　委託番号　　－

２　委 託 名　　文化会館整備工事基本・実施設計業務委託

３　委託場所　　奈良市登大路町　地内

４　業務概要　　小ホール新築工事（既存躯体の一部（北東部）を撤去し、新築）
耐震補強工事
特定天井改修工事（国際ホール、ロビー、エントランスホール）
国際ホール改修工事（客席、舞台機構、舞台照明、舞台音響等）
中庭屋内化工事（中庭に屋根を設置し屋内化）
外部階段除却工事（文化会館東部分）
エレベーター設置及び改修工事
レイアウト変更にかかる内装改修工事
長寿命化のための内外部改修工事
前庭東部階段の再整備工事
敷地北東部擁壁改築工事

上記工事（建築、電気、機械、昇降機、音響等）にかかる基本・実施設計業務

５　業務完了期日　　基本設計：令和４年　２月２８日
実施設計：令和４年１１月３０日

６　部分引渡し　　有　・　無

指定部分　　基本設計に係る範囲

引渡し期日　　令和４年　２月２８日

部分引渡に係る成果物　　基本設計図書一式

第２章　入札注意事項

１　設計図書等に関する質問の応答（入札手続きに関する事項を除きます。）

（１）質問は、「質問書」によりインターネットメールで受付ます。
なお、質問書を送信された際は、以下の担当者まで必ず電話連絡をしてください。
（質問がない場合は、質問書の送信及び電話連絡の必要はありません。）

（２）受付年月日・時間等

日　　時	令和３年　７月　２日（金） １０時００分　～１１時００分
送 付 先	奈良県文化・教育・くらし創造部 文化振興課　文化振興係 担当　小副川
電話番号	０７４２－２７－８４７８（直通）
E-mailｱﾄﾞﾚｽ	bunkas@office.pref.nara.lg.jp

（３）回答書の閲覧年月日・場所
質問があった場合は、令和３年　７月　７日（水）の１７時００分までに奈良県文化・教育・くらし創造部文化振興課のホームページに掲載します。

第３章　特記事項

１　特記事項のうち、２、３及び５については、●印のついたものを適用します。

２　「奈良県公共工事コスト縮減対策に関する新行動計画」に基づき、以下の工法等について採否を検討してください。

（１）標準化された工法

〇カバー工法（外部建具改修）　　（既存残存枠の再利用）
●カバー工法（屋上防水）　　（既存防水層の残存）
●リモデル工法（トイレ改修）
●エレベーター工事新方式　　（ロープ式マシンルームレスタイプ）

（２）その他

●電気、機械設備への汎用品の採用
●ライフサイクルコスト低減技術
〇
〇

３　「奈良県庁ストップ温暖化実行計画（第五次）」及び「公共事業に係る環境配慮指針（奈良県）」に基づき、以下の項目について採否を検討してください。

●太陽光発電
〇太陽熱利用システム
●コージェネレーションシステム
〇夜間電力利用蓄熱設備
〇アンモニア冷媒や炭化水素冷媒等を用いた空調機
●省エネルギー型照明機器
●低損失変圧器の導入
〇窓側電灯配線のライン化
●建築物の断熱性向上
〇雨水利用設備
〇緑化の推進
●自然採光の活用
●自然換気の採用
●特定ハロンを使用しない消火設備
●感知式洗浄弁、自動水栓
〇
〇
〇

４　「奈良県庁グリーン購入調達方針」に基づき、適合する環境物品等の採否を検討してください。

５　「奈良県における「建設リサイクル」の実施に関する指針」に基づき、以下の項目を考慮した設計としてください。

●端材の発生の抑制
●分別解体等が容易となる構造
●廃棄物の再資源化が容易となる建設資材の選択
○
○

６　「奈良県建設リサイクルガイドライン」に基づき、リサイクル計画書を提出してください。

７　受注者は、工事施工において、建設資材を活用する場合、県内産建設資材（※）を活用できるよう十分検討してください。

※…生コンクリート、コンクリート二次製品、道路舗装材料類（アスファルト合材、インターロッキングブロック、再生粒度砕石、再生クラッシャラン）

８　当該設計業務に直接関連する他の業務の委託契約を、当該委託契約者との随意契約により締結する予定の有無（●有の場合は以下（１）から（４）を適用します。）

●有
○無

（１）予定委託内容：文化会館整備工事監理業務（以下「監理業務」といいます。）
（２）監理業務実施予定年度：予算を確保した年度
（３）監理業務契約額：監理業務の予定価格に、当該設計業務の請負率を乗じた額以下とします。
（４）監理業務契約条件：次の①から②までを全て満たすこととします。
①　監理業務を実施する年度の奈良県公共工事入札者の適格要件（当該監理業務を発注する時点において、発注年度の競争入札に参加する者に必要な資格）を満たしていること。
②　当該設計業務において、受注者の責めに帰すべき事由により、発注者から指示の書面を受けていないこと。

※注意事項
　監理業務の配置技術者は、原則として、新たに追加して配置する者を除き、各々当該工事に係る設計業務に従事した管理技術者又は各部門の担当技術者の中から配置するものとします。（同等の対応を講ずることが出来ると認められる場合はこれらによらないことができます。）